

栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議設置要綱

平成 20 年 3 月 26 日
告示第 36 号

(設置)

第 1 条 東海道新幹線(仮称)南びわ湖駅(以下「新駅」という。)設置の中止による新駅を前提とした栗東新都心土地区画整理事業(以下「事業」という。)への影響を検証するため、栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新駅設置の中止による事業への影響について専門的視点から考察を行うこと。
 - (2) 現行計画について検証し、必要な事項の整理及び総括を行うこと。
- 2 有識者会議は、前項に係る事務が終了したときは、市長に提言するものとする。

(組織等)

第 3 条 有識者会議は、4 人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 有識者会議に委員長及び副委員長を各 1 人を置く。
- 3 委員長は互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 有識者会議の会議は(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の意見を委員長が取りまとめ、決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出等の協力を求めることができる。

(庶務及び作業機関)

第 6 条 有識者会議の庶務は、交通政策部新駅設置対策課が処理する。

- 2 有識者会議に必要な作業機関は、市長が業務委託契約により別に定める。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この告示は、第 2 条第 2 項の市長への提言をもって、その効力を失う。